長久手市障がい者基幹相談支援センター様

長久手市社会福祉協議会／長久手市障がい者基幹相談支援センター様の広報を作成させていただきました!

虐待予防に関するお知らせ

虐待を見聞きしたら
ご連絡お願いします

殴る、蹴るだけが
虐待ではありません
具体的な例は次の通りです

“虐待かも”と思ったら
すぐに通報・届け出を!!

虐待に気づいた人は通報義務があります。
早期の対応・支援が本人・加害者の抱える
問題解決につながります。

匿名による通報や相談も可能です。
※通報した人の情報は慎重に取り扱われ、
情報は守られます。

虐待とは？

身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力をふるう　など

ネグレクト的虐待

食事を与えない　必要な医療、福祉サービスを受けさせない　など

性的虐待

わいせつ写真等を見せる　性行為を強要する　など

心理的虐待

無視する　怒鳴る　など

経済的虐待

日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない　など

虐待のサインを見逃すな！

頻繁に怪我をしている　ゴミであふれている　服が汚れている　など

虐待に関する相談先

子どもへの虐待
0561-63-9500　長久手市役所子ども家庭課家庭児童相談室

障がい者への虐待
0561-56-0614　長久手市役所福祉課
0561-64-2333　長久手市障がい者基幹相談支援センター

高齢者への虐待
0561-56-0639　長久手市役所長寿課
0561-64-1155　長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター
（長久手小・東小・北小学校区にお住まいの方が対象）
0561-64-5174　愛知たいようの杜地域包括支援センター
（西小・南小・市が洞小学校区にお住まいの方が対象）